

## 令和4年12月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第74号

#### 松伏町教育委員会委員の任命について

##### 1 趣旨

松伏町教育委員会委員渡邊淳子氏の任期は、令和4年12月16日で満了となるが、再び渡邊淳子氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

##### 2 任期

令和4年12月17日から令和8年12月16日まで

### 議案第75号

#### 個人情報保護に関する法律施行条例

##### 1 趣旨

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるための条例の制定

##### 2 内容

###### (1) 実施機関（第2条関係）

町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とする。

###### (2) 個人情報ファイル（第3条及び第4条関係）

###### ア 保有等に関する事前通知

実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、町長に対し、通知しなければならない。また、通知した事項を変更しようとするとき及び保有をやめたときも同様とする。

###### イ 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表

実施機関は、本人の数が当該実施機関が定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に準ずる帳簿として条例個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

###### (3) 手数料等（第5条関係）

保有個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

###### (4) 審査会への諮問（第6条関係）

実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

###### (5) 施行の状況の公表（第7条関係）

町長は、毎年度、各実施機関における施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

##### 3 施行期日等

###### (1) 施行期日

令和5年4月1日

###### (2) 松伏町個人情報保護条例の廃止

###### (3) 経過措置

廃止前の松伏町個人情報保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、従前の例によることとする等必要な経過措置を設ける。

(4) 関係条例の一部改正

- ア 松伏町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
- イ 松伏町情報公開条例の一部改正

**議案第76号**

**松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

1 趣旨

職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

- ア 令和4年12月期に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
12月期	0.95月	1.05月

- イ 令和4年12月期に支給される再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
12月期	0.45月	0.50月

- ウ 行政職給料表の給料月額の改定

平均引上額	633円
平均改定率	0.2%

- エ その他規定の整備

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

- ア 令和5年度以降に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
6月期	0.95月	1.00月
12月期	1.05月	

- イ 令和5年度以降に支給される再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
6月期	0.45月	0.475月
12月期	0.50月	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)は、令和5年4月1日

(2) 経過措置

- ア 2(1)アからウまでは、令和4年4月1日から適用する。
- イ 2(1)アからウまでを適用する場合においては、2(1)による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、2(1)による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

**議案第77号**

**松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

1 趣旨

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を改定

するとともに、規定の整備をするための条例の改正

## 2 内容

### (1) 国民健康保険税の課税限度額の改定（第2条関係）

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 定 後
基 礎 課 税 額	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円
介護納付金課税額	17万円	17万円
合 計	99万円	102万円

### (2) その他規定の整備

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和5年4月1日

### (2) 経過措置

2は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第78号

### 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

## 1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

## 2 内容

### (1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

ア 町長及び副町長に支給される令和4年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2.15月	2.25月

イ その他規定の整備

### (2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

町長及び副町長に支給される令和5年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2.15月	2.20月
12月期	2.25月	

### (3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条）

ア 教育長に支給される令和4年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2.15月	2.25月

イ その他規定の整備

### (4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

教育長に支給される令和5年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2.15月	2.20月
12月期	2.25月	

### (5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和4年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.15月	2.25月

(6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和5年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.15月	2.20月
12月期	2.25月	

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)、(4)及び(6)は、令和5年4月1日

#### (2) 経過措置

ア 2(1)ア、(3)ア及び(5)は、令和4年12月1日から適用する。

イ 2(1)ア、(3)ア又は(5)を適用する場合には、2(1)による改正前の町長等の給与等に関する条例、2(3)による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2(5)による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ2(1)による改正後の町長等の給与等に関する条例、2(3)による改正後の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2(5)による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第79号

### 松伏町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

#### 1 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定めるための条例の改正

#### 2 内容

(1) 松伏町職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条）

ア 職員の定年の引上げ

職員の定年を次のとおり、引上げる。

現 行	改 正 後
職員の定年は、 <u>年齢60年とする。</u> <u>ただし、用務員及び調理士の定年は、年齢63年とする。</u>	職員の定年は、 <u>年齢65年とする。</u>

イ 管理監督職勤務上限年齢制の導入

管理監督職の職員で一定の年齢に達した者を他の職に降任等させることとする管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、次に掲げる事項等を定める。

(ア) 管理監督職は、管理職手当を支給される職員の職とする。

(イ) 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(ウ) 管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用することができる特例について、要件等を定める。

ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入

任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職した者であって、その者に係る定年退職日相当日までの間にあるものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

エ 定年に関する経過措置

(ア) 職員（用務員及び調理士を除く。）の定年の年齢

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（（イ）を除く。）の定年の年齢については、次のとおりとする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(イ) 用務員及び調理士の定年の年齢

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における用務員及び調理士の定年の年齢については、次のとおりとする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(ウ) 情報の提供及び勤務の意思の確認

当分の間、職員が年齢60年（用務員及び調理士については、年齢63年。以下（ウ）において同じ。）に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、年齢60年以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、年齢60年以後の勤務の意思を確認するよう努めることとする。

(2) 松伏町職員の分限に関する条例の一部改正（第2条）

当分の間、60歳を超える職員の給料月額のうち7割措置については、地方公務員法に規定する降給とみなす。

(3) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第3条）

懲戒処分のうち、減給について、処分の発令後に給料の月額が減額された場合、給料の月額の10分の1に相当する額を超える減給について定める。

(4) 松伏町職員の給与に関する条例（第4条）

ア 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（特定日）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に7割を乗じて得た額とする。

イ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員であって、引き続き同一の給料表の適用を受ける職員については、当分の間、給料月額のほか降任等する前の給料月額に7割を乗じて得た額と降任等した後の給料月額に7割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給する。

(5) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第5条）

育児休業及び育児短時間勤務ができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により、異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。（6）において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員を追加する。

(6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第7条）

公益的法人等への派遣及び特定法人への退職派遣の対象から除く職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加する。

- (7) その他職員の定年の引上げ等に係る規定の整備
  - ア 松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第6条）
  - イ 松伏町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第8条）
  - ウ 松伏町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第9条）
- (8) 職員の再任用に関する条例の廃止（第10条）
 

職員の再任用に関する条例を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(2)イは、公布の日

(2) 経過措置

ア 定年退職者等の再任用に関する経過措置

令和14年3月31日までの間、65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、暫定再任用職員として、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができる。

イ 定年引上げ前における情報の提供及び勤務の意思の確認

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の規定により、令和5年3月31日までの間に、同年4月1日から令和6年3月31日までの間に条例で定める年齢に達する職員に対し、2(1)エ(ウ)の例により、情報の提供及び勤務の意思確認を行うこととされたことから、当該条例で定める年齢を60歳とする。

ウ その他職員の定年の引上げ等に係る必要な経過措置を講ずる。

**議案第80号**

**松伏町手数料条例の一部を改正する条例**

1 趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住戸部分の取扱いを変更するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住戸部分の取扱いの変更（別表関係）

現 行	改 正 後
申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数	申請に係る一の建築物の住戸数

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

**議案第81号**

**町道3号線道路改築工事（2工区）請負契約の変更契約の締結について**

- 1 工 事 名 町道3号線道路改築工事（2工区）
- 2 施 工 箇 所 松伏町大字大川戸地内
- 3 履 行 期 限 令和5年1月31日
- 4 変 更 履 行 期 限 令和5年3月31日
- 5 請 負 業 者 埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉968番地1

株式会社鈴木建設  
代表取締役 鈴木 庄衛

議案第82号

町道の路線認定について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2-81	松伏町田島南1番1地先	松伏町田島南1番1地先	

議案第83号

町道の路線の一部廃止について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
684	松伏町大字松伏字八反 189番地先	松伏町大字松伏字八反 189番地先	

議案第84号

令和4年度松伏町一般会計補正予算（第6号）

1 補正前予算額	10,685,685千円
2 補正予算額	329,184千円
3 合 計	11,014,869千円

議案第85号

令和4年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	9,161千円
2 補正予算額	13,953千円
3 合 計	23,114千円

議案第86号

令和4年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	2,213,636千円
2 補正予算額	1,433千円
3 合 計	2,215,069千円

議案第87号

令和4年度松伏町下水道事業会計補正予算（第1号）

1 既決予定額	
（1）収益的収入	508,794千円
（2）収益的支出	508,794千円
（3）資本的収入	169,318千円
（4）資本的支出	330,536千円
2 補正予定額	
（1）収益的収入	—
（2）収益的支出	0千円
（3）資本的収入	—
（4）資本的支出	—

3 合 計

(1) 收益的收入	508,794千円
(2) 收益の支出	508,794千円
(3) 資本的收入	169,318千円
(4) 資本の支出	330,536千円